

スタートは2年後！ 消費税のインボイス制度、 登録申請受付開始

今のうちに理解しておきたい制度内容

2年後に開始が予定されている「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」。今年10月から「適格請求書発行事業者」登録受付が始まりました。今回は本制度の概要や免税事業者への影響などのポイントについてご紹介します。

導入される「インボイス制度」とは？

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」とは、令和元年10月に開始した現在の「区分記載請求書等保存方式」に代わって導入されるものです。ちなみに「インボイス」とは、英語の「Invoice(送り状)」からきており、国際取引を行う企業にとっては馴染みのある言葉ではないでしょうか。

令和5年10月1日から開始する本制度では、消費税の仕入税額控除を受けられるために、「適格請求書等」の保存が義務となります。なお、本制度における「インボイス」とは「適格請求書」のことを意味しており、この「適格請求書等保存方式」は簡単に説明すると次のとおりです。

- 取引の際に軽減税率に対応した書式(適格請求書など)を発行し、相手に正確な適用税率や消費税額等を伝えるための制度
- 現在「区分記載請求書」を発行している課税事業者は、登録を受ける場合「適格請求書」へと切り替えが必要
- 適格請求書には登録番号が必要だが、登録番号の取得には税務署へ登録申請し、課税事業者になる必要がある
- 消費税の納付が不要な免税事業者のままで登録番号を取得できず、適格請求書発行できないため、原則として取引先の課税事業者が仕入税額控除できない(ただし、経過措置あり(図1))
- 免税事業者は課税事業者との取引に際して、消費税分の値下げを求められたり、取引終了を迫られる可能性がある
- 免税事業者は、課税事業者になるか免税事業者のままでいるかの選択が必要

今さら聞けない？ 仕入税額控除って？

小売業者のAさんが、7万円の商品を仕入れるために、消費税10%を加えた7万7000円を卸売業者に支払いました。そして10万円で消費者に商品を販売したので、その10%である消費税1万円を受け取りました。そのため、消費税として預かっている1万円を納税しなければなりません。

この場合、仕入時に7000円の消費税を支払い、販売時に預かった1万円の消費税を払うことになるので、合計1万7000円の消費税を負担していることになります。

Aさんは同じ品物の売買取で2度消費税を払うことになってしまいうので、この二重に課税を防ぐためにあるのが「仕入税額控除」です。Aさんの場合、販売時点で受け取った1万円から、仕入時点で支払った7000円を差し引いて、残った3000円だけを消費税として申告すれば良い、すなわち重複した分を控除することから「仕入税額控除」と呼びます。



図2 消費税の負担と納付の流れ

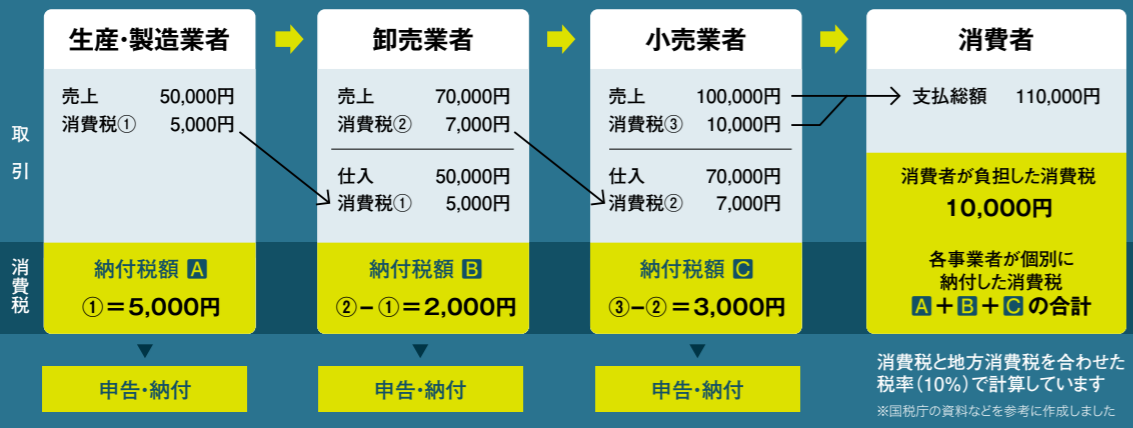
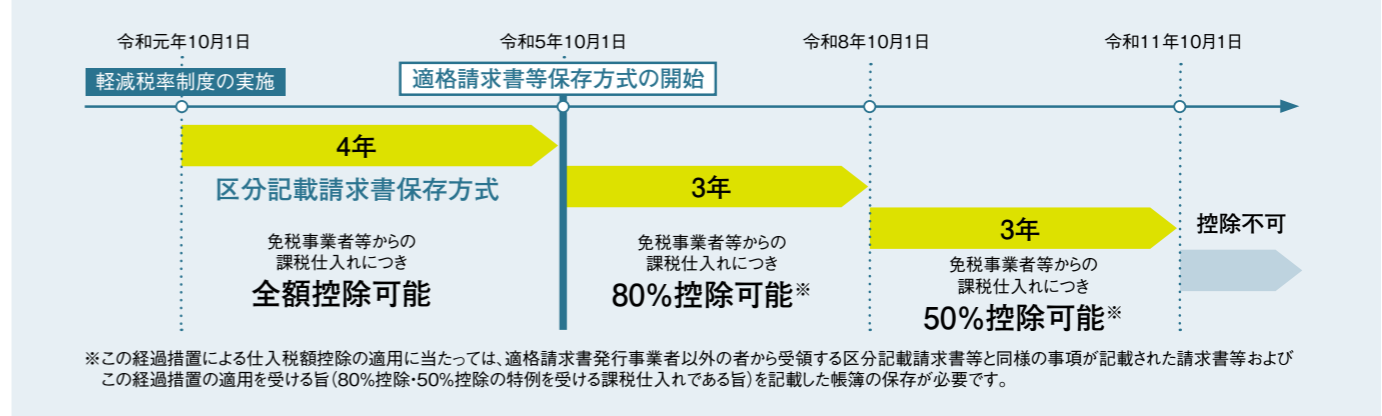


図1 課税仕入れに係る経過措置



ポイントは 複数税率の仕入控除対応

適格請求書は、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段です。請求書や納品書、領収書、レシートなど、適用税率や消費税額など必要事項が記載されているものであれば、いずれも適格請求書となります。具体的には、現在使用している「区分記載請求書」に「登録番号」の記載が追加されたもの(書類、データ)です。この「登録番号」は、インボイス制度において注意が必要なポイントで、適格請求書発行するためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」という書類を提出して、適格請求書発行事業者になる必要があります。

仕入税額控除を正確に行うためには、それぞれの取引における税率や税額についてきちんと把握できることが必要です。仕入税額控除については、上記の「今さら聞けない?仕入税額控除って?」をご覧ください。消費税率が一律であれば、どの取引でも税率は同じなので請求書をまとめて保存しておけば容易に計算できました。

ところが令和元年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げられ、日用品の負担を軽減するための税率が8%に据え置かれた、いわゆる「軽減税率制度」が導入されました。

軽減税率の導入によって、仕入の際に記載すべき消費税率が10%と8%の2種

- ◎ 適格請求書は登録を受けた事業者のみが交付できます
- ◎ 適格請求書には一定の事項を記載する必要があります
- ◎ 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます
- ◎ 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります
- ◎ 税額計算の方法が変わります
- ◎ 登録を受けるためには登録申請手続が必要です
- ◎ 公表サイトで適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます

適格請求書等保存方式が開始されると...

適格請求書の発行に必要な所轄税務署への登録申請は、今年10月1日から可能になりました。今回の特集では本制度の概要をお知らせするとともに、事業者ごとに必要な対応を考えていただくことを目的としています。

準備を進めている経営者や経理担当者にとってはご存知の内容かもしれませんが、その他の従業員の方にも読んでいただくなど、社内の理解を進めるために活用いただきたいと思います。では、制度について詳しく見ていきましょう。

類になる状況が生まれました。これに対応するため導入されるのが2年後に導入される「適格請求書」です。しかし、すぐに切り替えるには影響が大きすぎるため、令和元年10月から令和5年9月まで4年間の準備期間が設けられています。この準備期間中は、「区分記載請求書」を使った保存方式となっています。

免税事業者は要注意

原則として消費税を除いた売上(課税売上高)が年間1000万円以上ある事業者は「課税事業者」となり、これまで通り消費税の納税が必要になりますが、抑えておくポイントがあります。

インボイス制度では課税事業者でも「適格請求書発行事業者」として登録をする必要があります。また2年後の準備期間終了に備えて、区分記載請求書から適格請求書に切り替えるために社内体制を整える必要はありません。

本制度は、軽減税率制度導入の頃から告知されていた制度ではありますが、経理担当者の理解や経理システムの見直しなども必要になるでしょう。

同時に、仕入先が課税事業者か免税事業者かを把握しておく必要があります。後述しますが、免税事業者との取引は仕入税額控除の対象外になってしまうためです。

さて、インボイス制度の導入には、軽減税率以外にも理由があります。それが「益税」です。「益税」とは、消費者が支払っ

※国税庁の資料などから作成しました

図4 適格請求書・適格簡易請求書の内容

記載事項

- ◎赤色の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- ◎不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 発行者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容
- 取引の税抜価格または税込価格を税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)および適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額など
- 交付を受ける事業者の氏名または名称

11月分 131,200円		△△商事株 登録番号 T0123456...
日付	品名	金額
11/1	魚*	5,000円
11/1	豚肉*	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計 120,000円		消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

適格簡易請求書

- 発行者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容
- 取引の税抜価格または税込価格を税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)
- 税率ごとに区分した消費税額など

スーパー〇〇	1	108円
ヨーグルト*	1	216円
カップラーメン*	1	550円
ビール	1	874円
合計		1,748円
8%対象		324円
10%対象		550円
お預り		1,000円
お釣		126円

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、1つの適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

※国税庁の資料などを参考に作成しました

消費税が納付されず、事業者の利益になることを言います。課税売上高が1000万円に満たない事業者は「免税事業者」とされ、消費税納付が免除されます。そのため、受け取った消費税額は事業者の利益になります。これが「益税」です。

消費者にとっては、事業者の利益のために税負担をすることになってしまいますので、国としては段階的に益税を抑制していく方針です。

免税事業者制度自体は今後も続きますが、今回のインボイス制度は益税の抑制に繋がる制度になっており、今後は免税事業者を続けるか否かの判断を求められることとなります。

小規模事業者にとっては、免税事業者制度は利益の確保や、消費税計算・申告など経理負担事務を軽減できるものでしたが、課税事業者になれば益税は消滅し、売上が少なくても消費税を納付することになります。免税事業者のまま請求書を発行すれば、消費税も手元に残るのでは?と思われるかも知れません。

しかし、適格請求書に必要な「登録番号」の取得には、課税事業者になる必要があります。言い換えれば、課税事業者にならないと「登録番号」を取得できず、免税事業者のままでは適格請求書は発行できないことを意味します。

これは、取引先との関係に大きな影響

をおよぼす可能性があります。次段落ではその点について深掘りしていきたいと思えます。

課税事業者と免税事業者との関係

先ほど「仕入税額控除」について触れましたが、インボイス制度がスタートすると重要な変更点があります。それは、課税事業者と免税事業者との取引では、課税事業者側が仕入税額控除を適用できなくなる点です。

インボイス制度では、適格請求書でなければ仕入税額控除ができません。そのため、免税事業者から仕入れる課税事業者側は、消費税の二重課税となり、余分に納税が必要になることから、課税事業者側に負担が生まれます。

課税事業者からみると、取引額が大きければ大きいほど自社の税負担が増えるため、仕入税額控除を受けられないことを理由に消費税分の値下げを求められる可能性があります。また、長期的には免税事業者との取引を縮小することが想定され、取引の打ち切りなど大きな影響を受ける可能性があります。

免税事業者として益税分の利益を守ろうとした結果、値下げの要求や取引自体を失う恐れがあるため、慎重に判断しなければなりません。

一方、課税事業者に登録した場合は消費税の納税が必要になるため、利益が縮小されます。これまでと同じ利益を確保するた

めには、取引金額に消費税分を上乗せすることが必要になります。これは単純な値上げになりますので取引先から同意を得る必要があります。

もちろん免税事業者同士の取引には大きな影響はないと思われませんが、インボイス制度の下では免税事業者であることのメリット・デメリットがあり、現在の免税事業者の皆さまは、課税事業者になるか否かの判断を求められる時期が迫っています。インボイス制度が始まる2年後に向けてきちんと準備を進めておくことが重要です。

登録申請はインターネットでも可能

続いて、「適格請求書発行事業者」の登録方法について説明します。登録申請書の申請先は、所轄の税務署長です。e-Tax経由でも申請ができますが、個人事業者でマイナンバーカードを取得している方はスマホで申請が可能です。税務署で審査が行われ、適格請求書発行事業者として登録されると、登録番号や公表情報等が記載された「登録通知書」が発行され、登録が完了します。

登録されると、適格請求書発行事業者公表サイトに掲載され、インターネット上で検索が可能になることから、取引や自社の登録状況について確認できるようにになります。

登録申請の案内は本号に同封していますので、そちらをご覧ください。

図3 適格請求書発行事業者の申請から登録まで

事業者

- 登録申請書の提出
- 税務署による審査
- 登録および公表・登録簿への登録
- 税務署からの通知

登録年月日

事業者は以下の事項をインターネットを通じて確認できます。

- ◎適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ◎登録番号、登録年月日(取消、失効年月日)
- ◎法人の場合、本店または主たる事務所の所在地
- ◎個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地
- ◎人格のない社団等:本店または主たる事務所の所在地

通知される登録番号の構成は、以下の通りです。

- ◎法人番号を有する課税事業者: T+法人番号
- ◎上記以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等): T+13桁の数字

※国税庁の資料などを参考に作成しました

したが、ここでもう少し詳しく見ていきます。

適格請求書には、次の7つの項目が記載されていなければなりません。

- 1 発行者の氏名または名称
- 2 請求書を受け取る側の事業者の氏名または名称
- 3 取引の年月日
- 4 取引内容および軽減税率の対象品目である旨の記載
- 5 取引の価格を税率ごとに区分して合計した金額および適用税率
- 6 税率ごとに区分した消費税額
- 7 登録番号

現在の区分記載請求書と概ね同じ内容であることが分かります。

軽減税率の対象品目がない請求書にも1~3は概ね記載されていますが、区分記載請求書はこれに4が加わったものです。そして、適格請求書には先ほど説明した7の登録番号の記載が求められます。

この方式以外にも図4にあるような適格簡易請求書という様式があります。これは不特定多数に対して販売やサービス提供などを行う小売業、飲食店業、タクシー業などに係る取引の場合に発行できるものです。こちらも図4をご覧ください。大きな違いとしては、2が省略されている点です。スーパーなどでレシートを受け取る際に名前がないことをイメージすればわかりやすいと思います。

今回は制度概要や免税事業者の注意すべきポイントのご紹介とさせて頂きました。が、経営者や経理担当者だけでなく、営業職やシステム管理者なども知っておくべき内容です。ぜひ社内でも理解を深めていただき、今後の対応を考えていただきたいと思います。

特に免税事業者の方は、この制度がスタートすることによって大きな影響を受けることになると思います。そのため、免税事業者を続けるか登録申請をして課税事業者になるかは熟考を重ねるべきだと思います。

なお日本商工会議所は、本年9月16日に公表した「令和4年度税制改正に関する意見」の中でも免税事業者が大きな影響を受けることから、「インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき」としています。また、当所ではインボイス制度等の制度改正に対する対策事業の一環として、「インボイス制度事前準備・対策講習会」を開催します。オンラインでも受講できますので、詳細は本号折込チラシをご覧ください。

2年後に控えるインボイス制度への対応に向けて、今から準備を進めてみてはいかがでしょうか。

問合せ
軽減・インボイス
コールセンター
専用ダイヤル
0120-205-553(無料)
9:00~17:00(平日)
経営支援部
☎028-637-3131